

京都市企業立地マッチング支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内(以下「市内」という。)における企業の立地を促進し、本市の産業基盤を強化するとともに、雇用の場を確保し、もって本市の産業の振興及び雇用の安定に寄与するため、市内において産業用途として利用するための不動産の取得等を検討している者又は市内に土地又は建物を所有しその活用を希望している者と、企業立地に適する不動産情報を持つ者との橋渡しを行う「京都市企業立地マッチング支援制度」(以下「本制度」という。)の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能 本社又は主たる事業所その他の業務施設(調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門)が担う機能、研究所が担う研究開発の機能又は研修所が担う人材育成の機能をいう。
- (2) 事業所等 立地希望者が営み、又は営もうとする事業の用に直接供するもののうち、次に定めるものをいう。
 - ア 本社機能を有する事業所、工場、開発拠点(電子計算機のプログラム等の開発、電子計算機を用いた情報の処理等を行う事業所をいう。)、研究所又は倉庫
 - イ その他市長が本市産業政策に特に寄与すると認めるもの
- (3) 新增設等 立地希望者が事業用建築物の建築、増築、改築、用途変更(以下「建築等」という。)を行い事業所等の開設及び拡充を行うこと。
- (4) 一団の土地 市内に存在(将来存在が確定することが見込まれるものを含む。以下、同じ。)する一体として利用可能なひとまとまりの土地
- (5) 事業用建築物 市内に存在する利用可能な建築物
- (6) 事業用不動産 一団の土地及び事業用建築物
- (7) 立地希望者 事業所等の新增設等のために事業用不動産の取得等を希望している者
- (8) 不動産所有者 市内に事業用不動産を所有する者
- (9) 企業立地支援団体 主として不動産の売買、交換、賃貸、管理及びこれらの代理若しくは仲介を行う事業者により構成される団体のうち、次に掲げる団体
 - ア 公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
 - イ 公益社団法人全日本不動産協会京都府本部
 - ウ 一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会
- (10) 企業立地支援機関 企業等に対する支援事業等を実施する機関のうち、次に掲げる団体
 - ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - イ その他、市長の定める者
- (11) 企業立地支援事業者 京都市企業立地支援事業者等登録等要領(以下「登録要領」

という。) 第3条に基づき指定した事業者及び第4条に基づき登録した事業者。

- (12) 企業立地支援協力者 企業立地支援団体、企業立地支援機関及び企業立地支援事業者。
- (13) 希望情報 立地希望者又は不動産所有者から申出のあった希望する事業用不動産に関する情報。
- (14) 不動産情報 希望情報に対応する事業用不動産の情報。

(不動産情報の除外範囲)

第3条 本制度において取り扱う不動産情報は、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 都市計画法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令及び京都市の条例、規則、要綱等の規制又は基準に違反するもの
- (2) その他、不相当であると市長が認めるもの

(役割)

第4条 本市の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 立地希望者、不動産所有者への相談対応、情報の提供、助言等
 - (2) 本制度の円滑な実施にかかる企業立地支援協力者との調整
 - (3) 本市の産業施策に関する広報活動、啓発活動の実施
- 2 企業立地支援団体の役割は、次に掲げるものとする。
- (1) 本市、立地希望者及び不動産所有者への相談対応、助言等
 - (2) 当該企業立地支援団体に所属する会員のうち、企業立地支援事業者に該当する者に対する本市との連絡取次
 - (3) 本市の産業施策に関する広報活動、啓発活動への協力
- 3 企業立地支援機関の役割は、次に掲げるものとする。
- (1) 本市、立地希望者及び不動産所有者への相談対応、助言等
 - (2) 本市の産業施策に関する広報活動、啓発活動への協力
- 4 企業立地支援事業者の役割は、次に掲げるものとする。
- (1) 本市、立地希望者及び不動産所有者への相談対応、助言等
 - (2) 本市の照会に対する不動産情報の収集及び本市への報告
 - (3) 本市の産業施策に関する広報活動、啓発活動への協力

(不動産情報の提供の申請)

第5条 立地希望者又は不動産所有者(以下「申請者」という。)は、不動産情報の提供を受けようとするときは、不動産情報提供申請書(第1号様式)を市長に提出する。

(不動産情報の照会)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったものについて、企業立地支援協力者に対し、不動産情報照会書(第2号様式)その他これに類する書面により、不動産情報を照

会する。

- 2 前項の照会を行う期間は、前条の規定による申請があった年度中とする。ただし、申請者から、翌年度も引き続き不動産情報の提供を希望する意向が示された場合は、この限りでない。
- 3 第1項の場合において、市長は、企業立地支援協力者に希望情報を提供することについて、申請者から同意を得るものとする。

(物件探索状況の報告)

第7条 申請者は、前条に定める申請を行った後、不動産情報提供の継続の要否及び希望情報の変更の有無等について、毎月1回市長に報告しなければならない。

(不動産情報の収集と報告)

第8条 企業立地支援協力者は、第6条第1項の照会を受けたときは、不動産情報の収集を行う。ただし、収集を行うのは、企業立地支援協力者が媒介契約その他これに準ずる契約等により、自ら取り扱うことが認められている不動産に関する情報に限る。

- 2 企業立地支援協力者は、第1項により収集した不動産情報について、当該情報を記載した書面の提出その他の方法により、市長に報告する。
- 3 企業立地支援協力者のうち企業立地支援団体は、前条第1項の照会を受けたときは、自らの団体に所属する会員のうち企業立地支援事業者に該当する者に対して、不動産情報照会書を回付するものとする。

(不動産情報の通知)

第9条 市長は、前条第2項の報告を受けたときは、その内容を申請者に通知する。

(検討結果の連絡)

第10条 申請者は、前条第1項により通知を受けた不動産情報に関する検討結果について、通知を受けた日から7日以内に市長へ報告しなければならない。ただし、意思決定に時間を要するなど、市長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

- 2 申請者は、前条第1項により通知を受けた不動産情報について交渉等を行おうとする場合、当該情報の提供を行った企業立地支援協力者へ連絡しなければならない。

(交渉等状況の報告)

第11条 市長は、申請者及び企業立地支援協力者に対し、前条第2項に基づく交渉等の状況について報告を求めることができる。

- 2 申請者は、本制度により知り得た情報により不動産に関する契約等が成立したときは、不動産情報成約報告書(第3号様式)により市長へ報告しなければならない。

(守秘義務)

第12条 企業立地支援協力者は、本制度の実施に関して知り得た情報を、申請者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 申請者は、本制度の実施に関して知り得た情報を、企業立地支援協力者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(責任の範囲)

第13条 第8条の規定による通知後に行われる申請者及び企業立地支援協力者の当事者間における連絡調整、交渉、契約その他の行為について、京都市は関与せず、責任を負わない。

- 2 第8条の規定による通知後に行われる申請者及び企業立地支援協力者の当事者間における連絡調整、交渉、契約その他の行為について、当該企業立地支援事業者が所属する企業立地支援団体は関与せず、責任を負わない。

- 3 申請者及び情報を提供した企業立地支援協力者は、当該申請者又は土地及び建物等が適用を受ける都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令及び京都市の条例、規則、要綱等の規制又は基準について、責任を持って確認しなければならない。

(その他)

第14条 本制度は、申請者に対し、希望情報に合致する不動産情報の通知を担保するものではない。

- 2 この要綱の実施にかかる企業立地支援協力者の活動は、無償で行うものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、京都市産業観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

（第一面）

不動産情報提供申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名 （法人にあっては、名称及び代表者名）

京都市企業立地マッチング支援制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、不動産情報の提供について申請します。なお、申請にあたり、下記の確認事項について同意します。

【確認事項】

- ・京都市が、企業立地支援協力者に対して「2 希望情報」の情報を開示すること。
- ・物件の探索状況について、毎月1回、本市に報告すること。
- ・本制度により知り得た情報については、京都市及び情報を提供した企業立地支援協力者の同意なく、本事業以外の目的に使用しないこと。
- ・本制度に関連して申請者と企業立地支援協力者の当事者間で行う連絡調整、交渉、契約その他の行為について、京都市及び情報を提供した企業立地支援事業者が所属する企業立地支援団体は関与せず、責任を負わないこと。
- ・当該申請者及び土地又は建築物等が適用を受ける都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令及び京都市の条例、規則、要綱等の規制及び基準については、申請者及び情報を提供した企業立地支援協力者において確認しなければならないこと。
- ・本制度は、希望情報に応じた不動産情報の通知を担保するものではないこと。

1 申請者について

(1) 区分	<input type="checkbox"/> 立地希望者 <input type="checkbox"/> 不動産所有者	
(2) 業種		
(3) 連絡先	区 分	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 代理人
	担 当 部 署	
	担 当 者 名	
	電 話	
	F A X	
	メールアドレス	

不動産情報照会書

年 月 日

企業立地支援協力者 各位

京 都 市 長

京都市企業立地マッチング支援制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき、不動産情報を照会します。

【注意事項】

照会対象とする不動産情報は、京都市内における不動産で、企業立地支援協力者が、媒介契約その他これに準ずる契約等により、自ら取り扱うことが認められている不動産の情報に限ります。

1 基本情報

情報管理番号	
(1) 申請者	
(2) 業種	
(3) 事業概要	
(4) 照会理由	<input type="checkbox"/> 京都市内での立地のみを希望している。 <input type="checkbox"/> できれば京都市内での立地を希望している。 <input type="checkbox"/> 京都市内でよい物件があれば、他都市物件と比較検討したい。
(5) 現在の状況	<input type="checkbox"/> 本制度のみ利用する。 <input type="checkbox"/> 本制度のほかにも相談している先がある。
(6) 自由記載欄	

2 希望物件

(1) 予定業務内容	
(2) 物件種別	<input type="checkbox"/> 事業用地 (<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> 建物付き土地) <input type="checkbox"/> 事務所・研究所 (<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> 建物付き土地) <input type="checkbox"/> その他 () (<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> 建物付き土地)
(3) 売買・賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸
(4) エリア等	<input type="checkbox"/> らくなん進都 (油小路通を中心に十条通、宇治川、東高瀬川、国道1号に囲まれた地域) <input type="checkbox"/> 横大路地区 (伏見区南西部の外環状線、宇治川、淀競馬場、東高瀬川付近、桂川に囲まれた地域) <input type="checkbox"/> 工業専用地域 (<input type="checkbox"/> 久我 <input type="checkbox"/> 羽束師) <input type="checkbox"/> その他地域 []
(5) 交通アクセス	<input type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/> 希望あり []
(6) 面積	<input type="checkbox"/> 土地 [] ~ [] m^2 <input type="checkbox"/> 坪 <input type="checkbox"/> 建物 [] ~ [] m^2 <input type="checkbox"/> 坪
(7) 価格	<input type="checkbox"/> 売買 ~ [] 円 <input type="checkbox"/> 賃貸 ~ [] 円/月
(8) 時期及び理由	<input type="checkbox"/> 半年以内 理由 [] <input type="checkbox"/> 1年以内 理由 [] <input type="checkbox"/> それ以降 理由 []
(9) 都市計画制限等	用途地域規制 <input type="checkbox"/> 工業系 (<input type="checkbox"/> 工専 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 準工) <input type="checkbox"/> 商業系 (<input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 近隣商業) <input type="checkbox"/> その他 [] 道路要件 (幅員) [] m以上
(10) その他の事項	

京都市産業観光局企業誘致推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-4239 FAX：075-222-3331

不動産情報成約報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)

京都市企業立地マッチング支援制度実施要綱第11条第2項の規定に基づき、不動産に関する成約状況について、報告します。

1 報告者について

(1) 区分	<input type="checkbox"/> 立地希望者 <input type="checkbox"/> 不動産所有者 <input type="checkbox"/> 企業立地支援団体 <input type="checkbox"/> 企業立地支援機関 <input type="checkbox"/> 企業立地支援事業者 (所属団体) <input type="checkbox"/> 公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 <input type="checkbox"/> 公益社団法人全日本不動産協会京都府本部 <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会 (上記以外) <input type="checkbox"/> 京都リサーチパーク株式会社 <input type="checkbox"/> その他	
	(2) 連絡先	氏名 (会社名)
担当者名		
電話番号		
F A X		
	メールアドレス	

2 報告する不動産について

情報管理番号		
(1) 物件所在地		
(2) 相手方	住所	
	氏名	
(3) 成約結果	契約日	年 月 日
	契約の種類	
	条件等	※今後の施策の参考とするため、差支えない範囲で、条件・金額等を御記入ください。
(4) 今後の予定		

